

環水大大発第 2204221 号
令和 4 年 4 月 22 日

各{都道府県
政令市}大気環境担当部(局)長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公 印 省 略)

排出ガス中の酸化エチレン暫定測定方法について(通知)

酸化エチレン(エチレンオキシド)は、有害大気汚染物質の優先取組物質に該当し、大気汚染防止法において、事業者による責務として大気への排出状況の把握や排出抑制が規定されている。

平成 30 年 3 月 23 日に開催された平成 29 年度第 10 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、平成 29 年度化学物質審議会第 5 回安全対策部会及び第 182 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合では、酸化エチレンの人健康影響に係るリスク評価(一次)評価Ⅱの進捗報告において、吸入経路の発がん性として $9.20 \times 10^{-5} \text{ mg}/\text{m}^3$ (実質安全量) という有害性評価値が示された。

この有害性評価値は、有害大気汚染物質の環境目標値とは異なるが、参考までに、平成 28 年度から令和 2 年度の有害大気汚染物質モニタリング調査結果と比較したところ、当該評価値より高い濃度を示す地点が多く確認された。

このため、当課では、有識者及び業界団体等から構成される検討会において、排出事業者における自主的取組を推進することを目的とした排出ガス中の酸化エチレンの測定方法について検討してきたところであり、このたび、別添「排出ガス中の酸化エチレン暫定測定方法」として取りまとめたので通知する。

なお、同旨の通知を別紙の関係機関宛てに発出することとしている旨、また、本測定方法はあくまで暫定のものであり、今後、知見の集積や測定方法の検討を継続して実施し、その結果を踏まえて正式な測定方法を確立していく予定である旨、申し添える。

担当者等連絡先
部署名:環境省水・大気環境局大気環境課
担当者名: 奥野、栗飯原、成川
TEL:03-5521-8295
E-mail:taiki-monitoring@env.go.jp

(別紙) 関係機関一覧

一般社団法人日本化学工業協会
石油化学工業協会
日本界面活性剤工業会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本病院会
全国医学部長病院長会議
日本製薬団体連合会
一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人日本滅菌業協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
一般社団法人日本病院寝具協会
公益社団法人日本獣医師会
公益社団法人日本動物病院協会
公益社団法人全国農業共済協会
日本中央競馬会
一般社団法人日本養蜂協会
独立行政法人国立文化財機構
公益財団法人日本博物館協会
一般社団法人全国美術館会議
公益財団法人文化財虫菌害研究所
独立行政法人国立公文書館
一般社団法人産業環境管理協会
一般社団法人日本環境測定分析協会